



トクちゃん新聞

2月号

不二家も関テレもコンプライアンスに問題あり。御社は大丈夫？

平成19年1月29日
徳野会計事務所
〒577-0006
東大阪市橋根3-12-28
TEL: 06-6744-3961
FAX: 06-6744-3963
URL: <http://www.ft-tax.com/>
mail: mail.info@ft-tax.com

より一言 人気番組の「あるある大事典」でデータの捏造があったそうですね。

毎週毎週、健康にいいことを視聴者にわかりやすい形で面白く紹介するのは大変だったことと思います。製作者側の感覚としては、とにかく毎週番組を制作することが前提になっているので、「すみません、今週はネタ切れです」ということは言えない状況ですね。ましてや、同様の趣旨の番組がたくさんありますし、番組自体の視聴率はずっと好調であれば、なおさらでしょうね。ただ、**超えてはいけないラインを企業として個人として持っておかない**と、企業の存在そのものが危ぶまれることも有り得るということです。

次元が全然違いますが、「トクちゃん新聞」のあるコーナー担当者から発行開始からわずか数ヶ月(!)で「ネタがそろそろ…」等という泣き言が出てきて、驚かされました。「ほんならそのテーマにこだわらず、別のテーマでもOKやで」と言いましたが、そこで私が「何を言うてんねん。このテーマで今、好評を得てるんやから、もっとこのテーマに沿ったものを集めてこんかい！」と言ってたら、うちの事務所でもデータ捏造・でっち上げ記事が発生したかも知れませぬ。

安易な方に流れていくのが人間の自然なことですが、**アイデアをひねり出そうとする過程での成長**もあるのではないかと、思うところもあり、ある程度そういうプレッシャーを社員に与えることも必要なのだろうと思います。もちろんデータ捏造は論外ですが、加減の難しいところですね。

◆税務情報

e-Taxの普及に向けた納税環境整備 ～平成19年度税制改正大綱より～



この度の平成19年度税制改正大綱では、国税の電子申告『e-Tax』に関する優遇措置が新たに織り込まれています。具体的には下記のような案が織り込まれています。

- ①納税者の電子署名が不要に！(税理士が代理申告する場合) ⇒ **平成19年1月4日以後提出分より**
→従来、税理士が納税者本人に代わりe-Taxで申告を行う場合には税理士と納税者本人の電子署名が必要でした。
※この他に、納税者本人が来署してe-Taxで申告を行う場合も、その場で本人確認が出来るため電子署名は不要。
 - ②5,000円の税額控除制度の創設！(対象:個人のみ ※法人は対象外) ⇒ **平成20年1月4日以後提出分より**
→平成19・20年分の間に電子証明書を取得した個人で、平成19・20年分の確定申告で初めてe-Taxを使用した場合、1回に限り控除が適用されます。 ※現状の大綱からは、納税者本人が申告した場合の適用と解釈でき、今後の動きに注目！
 - ③源泉徴収関係書類の電磁的方法による提出の認可(納税者 → 給与支払者) ⇒ **平成19年7月1日以後提出分より**
→①納税者の給与所得者の扶養控除等申告書、配偶者控除申告書、保険料控除申告書等の電磁的方法の提出の認可。
※ただし、この適用を受けるためには、給与支払者が事前に税務署長へ申請を行い、承認を受けなければならない。
 - ④医療費の領収書、社会保険料・生命保険料等控除証明書等の添付義務の省略 ⇒ **平成20年1月4日以後提出分より**
→従来、e-Taxで申告を行った場合、これらの領収書・証明書等は別途郵送にて所轄税務署に送付する必要あり。
※税務署長に確認のために提出が求められる場合があるため、確定申告期限から3年間は保存しておく必要がある。
- 国税電子申告・納税システム[e-Tax]については右記HPをご参照下さい。 <http://www.e-tax.nta.go.jp/index.html> 担当:大塚

◆確定申告資料の送付はお済ですか？ 担当:大塚

「トクちゃん新聞 11月号」で、確定申告をされる方を対象に、『確定申告用資料保管袋』を同封させていただきました。当事務所で確定申告の手続きをさせて頂く方につきましては、その資料保管袋の返信期日を1月末と致しましたが送って頂けたでしょうか？まだお手元にお持ちの方はなるべく早く送っていただけると助かります。「資料がまだ全て揃ってないねん…」という方、ひとまず今ある資料で構いませんので送って下さい。足らず分は後日でも構いません。事務所一丸となって申告書の早期作成を心がけますのでご協力お願いします。



◆経費削減アクションプラン 担当:大塚

「机の中やロッカーに保管している書類が2分以内に取出せませんか？」情報は企業の財産で、共有化されてこそ価値が生じるものです。机の中、ロッカーに保管している書類を1週間(もしくは1ヶ月)に何回利用しているか、保管している書類が2分以内に取出せるかを一度チェックしてみましょう。特に自分の身の回り書類が自分ですぐに探せなければ、他の人が見つけることは難しいでしょう。今の時期は、年末の大掃除で比較的整理されていると思います。この状態を年末まで維持し、書類をあまり増やさないようにしましょう。これにより、情報の共有化が計りやすくなるだけでなく、時間の節約、ファイリング費の節約にもつながります！



◆税務スケジュール(2月)

2月13日
・1月分 源泉所得税の納付
・1月分 住民税の納付(特別徴収)



2月28日
・12月決算法人 確定申告
・6月決算法人 中間(予定)申告
・1月分社会保険料
・固定資産税・都市計画税 第4期分

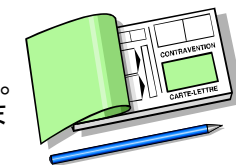


担当:岡村

◆弥生(待)情報

今回は、「弥生シリーズから仕訳を取り込む」についてお話しします。

みなさんは、「弥生会計」ソフト以外に「弥生販売」や「弥生給与」ソフトをお使いですか。お使いの場合、再度仕訳を起こすより、「弥生販売」や「弥生給与」のデータをそのまま仕訳データとして取り込むほうが、効率的な場合があります。そのほうが入力間違いもなくなりますし、なんとと言っても楽ですよ。ご興味のある方は、弥生ホームページ → <http://www.yayoi-kk.co.jp/products/interview/user/10/> または、徳野会計事務所までご連絡ください。



担当:荒田

◆お客様紹介

有限会社 amp.d(アンプディー)様

- 1)会社情報
- ①設立日:平成16年11月16日
- ②事業内容:店舗の設計・デザイン
- ③代表取締役 武本 将志
- ④URL:<http://www.ampd.co.jp/>



※さらに、詳しい情報は、当事務所HP→「お客様の声」をご覧ください。



2)どんな会社？

「センスのある人って、いてるんやな～」と思わされる武本社長です。武本社長がデザインしたお店に、集まる人がいて、働く人がいて、無から有を創造する、形に残る仕事をうらやましく思います。いつも明るく対応してくださる奥様やご長男一孝くん、年末に産まれた次男宇市くんとのふれあいが、作風にさらなる進化をもたらすのではないかと期待しています。年間を通して安定的に売上が計上できるお仕事ではないだけに、財務面のバックアップを通して、武本社長が安心してデザインに没頭できるように貢献したいと思っています。

3)自社アピール

主に商業空間のデザイン～設計を行なっています。業種は飲食(レストラン、バー、etc)物販(ブティック、アイウェアショップ、etc)です。施主(クライアント)のリクエストは多種多様ですので、その想いを私なりに受け止めながら増幅(アンプ)し、設計(デザイン)することを心がけています。お店は流行らないと成り立ちませんのでデザイナーのマスターベーション的な進め方はしていません。今後は仕事のクオリティーを高めつつ商業空間で得たノウハウを応用して医療施設の設計などもしてみたいです。

◆スタッフ紹介

みなさん、こんにちは！荒田です。

寒い日々が続いておりますが、いかがお過ごしでしょうか？

さて、今回は私、荒田康夫の「平成19年の目標・歩み方」について、一部をみなさんにご報告します。

<テーマ: 確実・納得・バランス・笑い>
一日一日を大切に！一日一日楽しく！一日一日感謝の気持ちで！(仕事面)
・お客様の求めるものを把握する。
・既存の仕事をどんどん簡略化し、新しい仕事を自ら創り出す。

(生活面)
・前屈をプラスにする。
・週の終わりに般若心経を唱える。
・夏に水着姿になれるよう毎日腹筋30回。

もうすぐ、バレンタインですね。たくさん買って余った場合などありましたら、是非、私まで！！

ほんの一部ですが、年始に設定した目標をにらみながら日々暮らしております。みなさんも年始に立てられた目標がございましたら、一緒にがんばっていきましょうね！



荒田康夫

◆税金クイズ

担当:清水



今月は『社会保険料』についてのクイズです。(1)・(2)とも従業員が負担する保険料率は次のうちどれでしょうか？(平成19年1月現在)

- (1)健康保険
①4.1% ②6.9% ③10.7%
- (2)厚生年金
①2.954% ②5.362% ③7.321%

※平成19年1月1日現在適用税率

◎(2)
①(1)
【正解】